

そこが知りたい！

太陽 ASG 国際税務ニュースレター

今回のテーマ： 移転価格課税と相互協議－合意に至らない場合の問題点

2011 年 11 月 4 日、武田薬品工業株式会社（以下、「武田薬品」）は、同社 HP のニュースリリースにおいて、移転価格税制に基づく更正処分に係る米国との相互協議が合意に至らず終了したことを伝えています。

1. 事案の概要

2006 年 6 月、武田薬品は米国合弁会社との 2000 年 3 月期から 2005 年 3 月期までに行った製品供給取引等に関して、当該取引から得られる利益配分が武田薬品にとって過少であるとの指摘を受け、大阪国税局から移転価格税制に基づく更正処分を受けました。更正された所得金額は 6 年間で 1,223 億円、追徴税額は地方税等を含め 571 億円という、それ以前の移転価格課税では類を見ない巨額なものでした。同年 8 月、武田薬品では処分を不服として大阪国税局に対して異議申立てを行いました。一方で、処分年度以降の同取引については、日米の課税当局に対し二国間の事前確認（以下、「APA」）を申請する予定であったことから、2008 年 7 月、異議申立てによる国内救済手続は一旦中断し、租税条約に基づく相互協議を申立てていました。

2. 相互協議

相互協議とは、納税者が租税条約の規定に適合しない課税を受け、又は受けるに至ると認められる場合において、国際的二重課税排除のための救済措置として租税条約締結国の税務当局間で解決を図るための協議手続です。相互協議手続は、納税者と権限ある当局との訴訟手続ではなく国家間の課税権の調整の性格を持つ行政手続であることから、納税者は協議に参加することはできません。又、両当局に対して合意義務があるわけではありません。納税者は、納得のいく合意が得られなかったり決裂した場合には、国内救済手続により事案の解決を図っていくこととなります。

3. 相互協議が合意に至らない場合

相互協議が合意に至らない場合には、以下の問題点が考えられます。

- ① 相互協議が合意された場合には対応的調整により国際的二重課税が回避されるのに対し、不合意の場合は二重課税が解消されない可能性が高くなる
- ② 相互協議は両国の権限ある当局間での協議であるに対し、国内救済手続の場合には、納税者が審判所や法廷で自らの主張を展開しなければならないので、コストや時間を考えると負担が大きくなる

平成 21 事務年度では過去最多の 183 件の相互協議事案が発生し、うち処理件数も過去最多の 154 件に達しました（国税庁、平成 21 事務年度の「相互協議を伴う事前確認の状況」について）。移転価格課税に関する相互協議のうちほとんどは合意に至り、国際的二重課税は回避できたと想定されています。更正金額が巨額な本事案において、この見込が覆されたことは、今後、相互協議の万能性を疑う必要があり、納税者側においてはこのような事態が起こりうることを考慮して、事前の移転価格文書化への対応や APA 制度のさらなる活用を進めていく必要があることを示唆しています。

又、OECD モデル条約には、相互協議の申立から 2 年以内に両当局の合意に達しない場合における仲裁規定が相互協議条項に織り込まれており、これにより相互協議の合意可能性は高まります。我が国では、対オランダ・香港との改正条約に既に導入され、今後の条約改正や締結時に随時導入する方向です。

お見逃しなく！

- 相互協議によって我が国の税務当局の課税額をゼロにするという合意は困難であるため、課税取消を求める場合には、相互協議によらず国内救済手続を進める方が良い場合もあります。
- 現在、日米租税条約の改正交渉が進められており、仲裁規定の導入が望まれています。
- 武田薬品では上記結果を受けて、中断していた異議申立手続を再開する予定であり、今後は国内救済手続により同社の主張を訴えていくこととなります。

移転価格サービスについてはこちらをご覧ください <http://www.gtjapan.jp/service/international/tp.html>